

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成18年2月16日(2006.2.16)

【公表番号】特表2002-500998(P2002-500998A)

【公表日】平成14年1月15日(2002.1.15)

【出願番号】特願2000-528502(P2000-528502)

【国際特許分類】

B 6 5 H 35/07 (2006.01)

【F I】

B 6 5 H 35/07 E

【手続補正書】

【提出日】平成17年12月16日(2005.12.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 塗膜(4)を塗膜保持テープ(5)から基体(32)に転写する転写具(1)であって、

塗膜(4)がコートされた塗膜保持テープ(5)用の供給リール(2)と、塗膜(4)から分離した塗膜保持テープ(5)を巻き取る巻取りリール(3)と、塗膜保持テープ(5)を方向転換する転写部(6)とが収納されたケース(33)を備え、

前記転写部(6)は、塗膜保持テープ(5)が方向転換するその先端部(8)がケース(33)から突き出して、ケース(33)から導き出される塗膜保持テープ(5)の長手方向の軸を中心に回転することができるよう設計され、

供給リール(2)及び巻取りリール(3)が前後に並べられており、

供給リール(2)が巻取りリール(3)よりも転写部(6)の近くに設けられていること、

塗膜保持テープ(5)を供給リール(2)から巻き出す点が、ほぼ転写部(6)の回転軸(A-A)上に存在すること、

塗膜保持テープ(5)が供給リール(2)から転写部(6)までの間、自立していること、を特徴とする転写具。

【請求項2】 前記2つのリール(2,3)及び転写部(6)がほぼ一平面上に配置され、供給リール(2)が巻取りリール(3)と転写部(6)の間に設けられていることを特徴とする、請求項1に記載の転写具。

【請求項3】 塗膜(4)が供給リール(2)に巻かれている塗膜保持テープ(5)の内側に塗布されており、使用時には前記2つのリール(2,3)が互いに反対方向に回転することを特徴とする、請求項1又は2に記載の転写具。

【請求項4】 使用時に前記2つのリール(2,3)が同じ方向に回転することを特徴とする、請求項1又は2に記載の転写具。

【請求項5】 歯車(18,19)が前記各リール(2,3)に結合され、前記両歯車(18,19)が前記両リール(2,3)間での駆動結合を生むよう噛み合い、ケース(33)の内部に設置され、また前記2つのリール(2,3)及び転写部(6)を含む交換可能なカセットがケース(33)内に挿入されるように設計されたことを特徴とする、請求項1から4のいずれかに記載の転写具。

【請求項6】 転写部(6)が少なくとも1つの停止部(40)を有し、その停止部は別の停止部(39)と協働して回転角度を制限することを特徴とする請求項1から5の

いずれか一に記載の転写具。

【請求項 7】 回転角度が少なくとも 90 度に制限され、好ましくは 135 度、より好ましくは 180 度に制限されることを特徴とする、請求項 6 に記載の転写具。

【請求項 8】 少なくとも 2 つの位置に移動することができ、第 1 の位置では転写部 (6) の先端部分を覆い、第 2 の位置では前記先端部分を覆わない部分 (26) が形成されたことを特徴とする、請求項 1 から 7 のいずれか一に記載の転写具。

【請求項 9】 移動可能な前記部分 (26) が動作要素として設計され、転写部 (6) を前記回転軸 (A - A) の回りに回転動作させるため、回転可能に転写部 (6) に接続されていることを特徴とする、請求項 8 に記載の転写具。

【請求項 10】 移動可能な前記部分 (26) が管状であり、少なくとも部分的に前記転写部 (6) を囲んでいることを特徴とする、請求項 8 又は 9 に記載の転写具。